



動畜第2051号
平成18年8月25日

大阪府環境審議会 会長 様

大阪府知事 太田



第10次鳥獣保護事業計画の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、
第10次鳥獣保護事業計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、都道府県知事は環境大臣が同法第3条により定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本指針」に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画（鳥獣保護事業計画）を定めることとされています。

現行の第9次鳥獣保護事業計画は、「人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全」を基本とし、「自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること」を目的に、大阪府自然環境保全審議会の答申を経て、平成18年度までの5年間を計画期間として、平成14年3月に策定したものです。

大阪府としては、鳥獣保護区、銃猟禁止区域等の指定、ニホンジカを対象とした特定鳥獣保護管理計画の策定や有害鳥獣の捕獲など、「人と野生鳥獣の共生の確保及び生物多様性の保全」を引き続き図ることを目的とした、第10次鳥獣保護事業計画を策定、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間として事業実施するため、同法第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。